

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第32号

大和市立病院の診療科目を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の診療科目を定める規則（平成20年大和市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 形成外科

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。